軽自動車税の減免について~軽自動車税の納税通知書は5月9日に発送~

▷申請先/問い合わせ先=税務課諸税係(☎内線170)

次の軽自動車は、申請することで軽自動車税が減免される場合があります。

※自動車税(県税)の減免を受ける場合、軽自動車 税は減免になりません。

▷対象となる軽自動車

- (1)障がいのある人が所有する軽自動車で、次のいずれかに該当する場合
- ①障がいのある人が自ら運転している場合
- ②生計を一つにする家族が、障がいのある人の通 学、通院などのために運転している場合
- ③障がいのある人を常時介護している人が運転している場合(障がいのある人のみで構成される世帯の人を介護している場合に限る)
- (2)身体に障がいのある18歳未満の人、知的障がい、精神障がいのある人と生計を一つにする家族が所有する軽自動車
- (3)障がいのある人が利用するための構造になっている軽自動車

▷減免の対象となる障がいの程度

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている場合で、右囲いの区分に該当する人が対象となります。

- ※戦傷病者手帳の交付を受けている人は、お問い合わせください。
- ▷申請期限=5月30日(火)【期限厳守】
- ▷申請に必要なもの=①軽自動車税納税通知書②

印鑑③自動車検査証④運転免許証⑤身体障害者 手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・戦 傷病者手帳のいずれか⑥納税義務者の「マイナ ンバー(個人番号)通知カード」または「マイナ ンバーカード」

※軽自動車税減免申請書には、マイナンバーの 記入が必要です。また申請書を提出する際、 本人確認が必要となります。

■減免の対象となる障がいの程度

• 身体障害者手帳

視覚障がい=1級~4級/聴覚障がい=2級、3級/ 平衡機能障がい=3級/音声機能障がい=3級(運転者本人が喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る)/上肢不自由=1級、2級/下肢不自由=1級~3級(運転者本人が手帳の交付を受けている場合は1級~6級)/体幹不自由=1級~3級(運転者本人が手帳の交付を受けている場合は1級~3級、5級)/乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がいきの表に運動機能にでいかある場合を除く)②移動機能=1級~3級(運転者本人が手帳の交付を受けている場合は1級~6級)/心臓機能障がい、じん臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこうまたは直腸の機能障がい、小腸の機能障がい=1級、3級、4級/ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい、肝機能障がい=1級~4級

- ·精神障害者保健福祉手帳=1級
- · 療育手帳=A

個人市民税・県民税納税通知書の発送日と証明書発行日のお知らせ

▷問い合わせ先=税務課市民税係(☎内線154)

■納税通知書の発送日について

- ▷給与特別徴収(給与からの天引き)の人
- ・5月12日(金)に勤務先に「平成29年度給与所得 に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変 更通知書(納税義務者用)」を発送します。勤務 先から通知書をお受け取りください。
- ▷普通徴収(納付書または口座振替での納付)および年金特別徴収(年金からの天引き)の人
- ・6月9日(金)に納税義務者あてに「平成29年度市民税・県民税納税通知書」を発送します。
- ・市民税・県民税が課税されない人には発送しません。
 - (13) 広報大船渡 29.5.8(No.1102)

■証明書の発行開始日について

平成29年度(平成28年中の所得)市県民税所得課税証明などの発行開始日は次のとおりです。

発行開始日は、市民税・県民税の納付方法により異なります。

- ▷給与特別徴収(給与からの天引き)のみの人 5月15日(月)から
- ○普通徴収(納付書または口座振替での納付)および年金特別徴収(年金からの天引き)の人 6月12日(月)から

■防災センター整備事業 〈事業主体:市〉

防災拠点施設である防災センターを整備します。

事業簡所	24年度	の存在	26年度	27年度	28年度				29年度				30年度				31年度
学 未 凹 川	244技	ZJ牛皮	20千皮	21 牛皮	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	以降
盛町下舘下地区	建設用 地選定	測量・調 /用地買		敗地造成工事・建築	秦工事				●使用開	開始済み							

■コミュニティ消防センター新築事業 <事業主体: 市>

地区の防災拠点施設である消防屯所を建設します。

事業箇所	04年度	25年度	00年度	07 (** ***		28年度						29年度				30年度				31年度
	24年度	20平层	20平反	213	27年度 -		7~9	月 10	0~12月	1~3	月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	以降
2分団2部(大船渡町新田)						測:	量・調	查設計	† 建	设工事	9	使用開始	台済み							
3分団3部(大船渡町永沢)					測	量・調査	设計	建設コ	C事		9	使用開始	台済み							
5分団3部(赤崎町清水)			測量・	調査設計			建	设工事	ļ.		●使	用開始》	<u>ች</u>							
10分団 2 部(三陸町綾里田浜)							測量・	調査設	計建	设工事	•	使用開始	台済み							
11分団 3 部(三陸町越喜来泊)				測量	量・調査	设計			Ž	設工事		使用開始	台済み							
4分団4部(末崎町小中井)								3	見・	調査設	計		建設工業	<u>•</u> {	使用開始					
6分団1部(赤崎町永浜)				測量・調	調査設計						建設	江事	使用開始	台						
11分団 6部(三陸町越喜来崎浜)												測量・記	香設計	建設工	-	●使用	開始			

・工程を再調整しました。

【工事が完了した事業箇所】

1分団4部(盛町田茂山)、2分団1部(大船渡町茶屋前)、2分団3部(大船渡町笹崎)、3分団1部(大船渡町下平)、4分団1部(末崎町細浦)、4分団5部(末崎町泊里)、5分団2部(赤崎町蛸ノ浦)、6分団2部(赤崎町中赤崎)、11分団1部(三陸町越喜来甫嶺)、11分団4部(三陸町越喜来浦浜)

■道路新設・改良事業 <事業主体:県・市>

高台や防災拠点へのアクセス道路、災害時の避難路、緊急車両が進入できない狭あい道路、地盤沈下により冠水 する道路、浸水区域内のまちづくりと一体となった道路などを整備します。

	事業簡所	04/5		00年中	26年度		27年度			28	年度			29	丰度		30年度				31年度	
	ずま 面 M	Z4 平.	反	20平皮	20	平歧	4	21年段		4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	以降
	県道崎浜港線(三陸町越喜来)	設	計		П	用地	買収・対	直路改.	良工事	[(着手漢	3 4)					●使用	月 開始					
	主要地方道大船渡綾里三陸線 (三陸町越喜来)	設	計			用地	│ 買収・i	直路改.	良工事	■(着手済	ነታ)					●使用	開始 					
県	主要地方道大船渡綾里三陸線 (赤崎町)		設	:計			用地買」	又・道	路改良	夏工事(着	手済み)											
	主要地方道大船渡広田陸前高田線 (末崎町)	設	計				用地買り	又一道	路改良	夏工事(着	手済み)											
	県道碁石海岸線(末崎町)	設	計			用	地買収	・道路	改良」	上事(着手	済み)											
	富岡線			ì	首路は	次良コ	事(着	手済み	.)					●使用	開始済み							
	永沢線	設計	t			道	路改良	工事(着	手済	4)												●使用開始
	吉浜漁港線	設計	it i	道路	改良	工事	着手派	<i>i</i>								●使用	開始					
市	道路新設事業(小河原地区)		設	:	用	地買	収・道	各新設.	工事(着手済み	,)							●使用	開始			
	野々田川口橋線				設計		用地	買収・	道路籍	折設工事	着手済み	y)						●使用	開始			
	その他路線(防災集団移転促	討	計																			
	進事業関連道路)			防災集団	団移輔	伝促進	事業な	さと1	悪し し	ながら道	路工事を	実施	※完成》	次第使用	開始							

・工程を再調整しました。

【工事が完了した事業箇所】

・市=小細浦中野線、平林大田線、沢田宮野線、山田線、道合大久保線

■**湾口防波堤復旧事業** <事業主体:国>

大船渡湾の水質保全に配慮した構造により湾口防波堤を復旧します。

事業箇所	0/年度	の存成	26年度	27年度	28年度					291	F 度		30年度				31年度
	24平皮	20年辰	20年辰		4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	以降
大船渡港湾口防波堤	湾口區	方波堤災害	写復旧工事	(着手済み)					<u>●完了</u>								